

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（抜粋）

（和歌山市廃棄物減量等推進審議会）

第5条の2 法第5条の7第1項の規定に基づき、和歌山市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - （1）一般廃棄物の発生の抑制及び再利用に関する事項
 - （2）一般廃棄物の適正な処理の推進に関する事項
 - （3）その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

（審議会の組織等）

第5条の3 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - （1）学識経験のある者
 - （2）各種団体の役職員
 - （3）関係行政機関の職員
 - （4）市民
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前条及び前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則（抜粋）

（和歌山市廃棄物減量等推進審議会）

第1条の2 条例第5条の2第1項の規定により設置する和歌山市廃棄物減量等推進審議会（以下この条において「審議会」という。）に会長を置き、条例第5条の3第2項第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 7 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

<参考>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（廃棄物減量等推進審議会）

- 第5条の7** 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。
- 2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。